

平成23年度

垂水市教育委員会の事務の点検及び評価
並びに外部評価委員会の評価結果報告書

平成24年9月

垂水市教育委員会

目 次

- 1 垂水市教育委員会の事務の点検及び評価制度の概要について・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成23年度垂水市教育委員自己点検・評価票・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 平成23年度教育委員会委員活動状況及び外部評価結果・・・・・・・・・・ 3
- 4 平成23年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票・・・・ 6
- 5 平成23年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況外部評価結果・・・・・・・・ 9

【 資料 】

- 垂水市教育委員会外部評価委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 垂水市外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

1 点検・評価制度導入の経緯

垂水市教育委員会では、これまで平成17年度に導入した行政評価制度に基づき、事務事業評価、施策評価を実施しており、また平成19年度から各課マニフェスト作成等に取り組んできたことから教育委員独自の点検・評価は、行っていなかった。しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施し、評価の結果を議会に提出し、公表しなければならなくなったことから平成21年度から下記の要領で事務の点検及び評価に取り組むこととなった。

- ① 垂水市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- ② 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- ③ 評価の客観性、透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- ④ 評価の対象・方法、報告書等は、反省等を踏まえて毎年度見直しを行う。

(参考) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成19年6月公布、平成20年4月1日施行）

2 点検・評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

- ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
- ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

(2) 教育委員会各課の所管する事務事業

垂水市教育行政の重点施策に掲げられた施策及び事務事業のうち教育委員会事務局で協議し選定する。

3 点検・評価の手順及び時期等

(1) 教育委員会事務局，教育委員の自己点検・評価 → 毎年4月～5月

↓

(2) 外部評価委員による評価 → 毎年6月～7月

↓

(3) 報告書の作成（事務局） → 7月～8月（教育委員会での承認）

↓

(4) 議会への報告 → 毎年9月議会

↓

(5) 市民への公表 → 10月号市報及びホームページ

平成23年度 垂水市教育委員自己点検・評価票

評価項目	評価の観点	前年	評価	備考(反省点)
1 教育委員会の会議の運営・改善	1 定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。 (回数・時期・日程・審議件数等)	4.0	4.0	適切に開催された。
	2 事前資料・関連資料等の配布が適切になされたか。	4.0	4.0	事前に配布され検討できた。
	3 必要に応じて、報告・連絡・相談がなされたか。	3.5	3.5	報告・連絡・相談が必要に応じ適切になされた。
	4 議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。	3.7	3.8	知り得た情報等意見交換し、共通理解ができた。
	5 委員の意見・提案は施策に反映されたか。	3.0	3.0	意見、提案から先の施策反映に、まだ課題が残る。
	6 会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	4.0	4.0	適切に処理されている。
2 委員の研修等	1 国・県・地区・市等のバランスのとれた研修計画がなされたか。	3.0	3.3	市段階の研修を計画的に進めたい。
	2 当面する課題に対する研修が適切になされたか。	3.3	3.5	垂水中央中の生徒指導等について研修を行った。
	3 研修の成果が施策に反映されたか。	3.0	3.0	研修の成果が次年度の施策に反映されつつある。
3 委員の活動等	1 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。	3.8	4.0	事前の連絡、通知により様々な行事に参加した。
	2 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。	3.8	3.4	連絡通知のあった行事には努めて参加した。
	3 各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。 また、意見・提案は改善等に反映されたか。	3.3	3.1	多くの意見提案があり、ほぼ反映された。
	4 委員による市民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。	3.0	3.1	その都度提案したり意見も述べてきた。さらに地域に根ざしていきたい。
	5 委員と市長・副市長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。	3.3	2.5	少し不足の感じもある。
4 特記事項等(その他)	垂水中央中学校の大規模改造工事も計画どおりに進んでおり、校庭拡張、武道館の建設等施設設備の充実に努めたい。	3.5	総合評価	3.4

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

(注) 総合評価点 全ての評価の点の平均点 (合計点÷事項数)

平成 23 年度 垂水市教育委員会委員活動状況

1 教育委員の状況

(1) 平成 23 年 4 月 1 日現在の委員数 5 人 (男性 4 人 女性 1 人)

2 教育委員会会議の開催回数

(1) 平成 23 年度の回数 定例会 1 2 回 臨時会 2 回

(2) 定例会及び臨時教育委員会での議案件数・・・ 37 件
報告件数・・・ 3 件

(3) 会議録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ

(4) 定例教育委員会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・報告 平成 23 年度教育委員会職員及び小中学校教職員の人事異動について 外 1 件承認 ・議案 垂水市立図書館利用規則の一部改正について 外 5 件可決
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 平成 22 年度垂水市奨学資金奨学生の決定について 外 3 件可決
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 平成 23 年度垂水市地区公民館館長・主事の任命について 外 3 件可決
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 垂水市障害児就学指導委員会委員の委嘱について 外 1 件可決
臨時	<ul style="list-style-type: none"> ・議案 垂水市立垂水中央中学校各種大会出場費補助金交付要綱について 外 2 件可決
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 なし
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 垂水市体育指導委員に関する規則の一部改正について 外 3 件可決
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・報告 平成 23 年度垂水市教育委員会職員の定期人事異動について 承認 ・議案 垂水市教育委員会委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について 可決
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 垂水市学校教職員住宅管理規則の一部改正について 外 1 件可決

月	審 議 内 容
12月	・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 平成24年度垂水市一般会計当初予算要求について 外1件可決
1月	・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 なし
2月	・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 垂水市文化財の指定について 外2件可決
臨時	・議案 教職員の人事について
3月	・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 平成24年度垂水市一般会計当初予算について 外4件可決

3 教育委員の研修会等

- 4月20日 鹿児島県教育行政説明会（鹿児島市）
- 27日 第1回肝属地区市町教育委員会連絡協議会理事会・総会（鹿屋市）
- 5月9日 肝属地区教育振興会理事会（鹿屋市）
- 17日 県市町村教育委員会連絡協議会定期総会（鹿児島市）
- 5月23日 肝属地区教育振興会総会（鹿屋市）
- 8月2日 第2回肝属地区市町教育委員会連絡協議会理事会
- 8月25日～26日 九州地区市町村教育委員研修大会
及び肝属地区教育委員管外研修（熊本市）
- 11月1日～2日 市町村教育委員会研究協議会

4 定例会及び臨時教育委員会以外の活動状況

- 学校訪問 小学校8校 中学校1校
- 入学式 小学校3校 中学校1校
- 卒業式 小学校4校 中学校1校
- その他 宣誓式、生涯学習オープニングフェア、小学校運動会、中学校体育大会、市文化祭、教育振興大会、成人式、生涯学習の集い等

5 評価及び反省等

定例会については、議案等が事前配布され、事前検討、意見交換を行い共通理解することができた。また、意見や要望等の施策への反映は、努力してもらっているが先々の施策への反映に時間がかかる等若干の課題が残る。

教育行政については、市内唯一の中学校となった垂水中央中学校の大規模改造工事が計画どおり進んでいる反面、各地域との連携強化や情報発信の不足感が否めない。今後は保護者や教師との意見交換や情報交換の場が必要となってきた。

垂水市民の生活、健康、生涯学習と大きくとらえて様々な面から活性化していくよう地域の課題を出していかなければならない。

6 外部評価（外部評価委員の意見）

委員研修、学校行事、各種団体主催行事参加は適切になされていると思う。

中学校の統合は良かった反面、統合された地域の力強さが弱まったように感じられる。地域の方も自分から進んで連携しようという気持ちが弱い。6月末に実施された「中学校地域PTA」など教師と保護者の意見交換、情報交換の場は大事な事だと思う。市内唯一の中学校となった中央中学校を市民全員で盛り上げていく努力をしてほしい。

教育委員の活動状況および教育委員会の在り方は、概ね適切である。定例会等の審議内容も充実しており、教育行政に十分反映されていると考えられる。これからは中学校の統合による校区の拡大や、小学校の小規模化に伴う地域との関連性の希薄化などによって、地域文化の多様性や地域教育環境の違いが損なわれることがないよう配慮し、児童・生徒の健やかな成長を促すための、きめ細やかな施策が必要と思う。地域活動への積極的な参加や研修会等を活用した自己啓発になお一層努められるよう望む。

教育行政要覧で示された基本方針並びに重点施策に即した事業展開がなされており、中央中学校の大規模改造工事も計画どおり進んでいるが、各地域との連携強化や情報発信の不足感が否めないという評価、反省がなされているので対策を講じていただきたい。

いじめや、自殺が発生しないよう健全な青少年育成に日常から学校・保護者・地域・防犯協会など連携を取り合っていくべきである。

平成23年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
教	Ⅲ 信頼される学校づくりの推進	⑥ 教育環境の整備・充実 普通教室等空調設備設置工事	4. ③. 2. 1
	Ⅲ 信頼される学校づくりの推進	⑥ 教育環境の整備・充実 垂水中央中学校リニューアル工事	4. ③. 2. 1
育	Ⅲ 信頼される学校づくりの推進	⑥ 教育環境の整備・充実 垂水中央中学校運動場拡張のための用地買収	④. 3. 2. 1
	その他	教育委員会の活性化 各種研修会等への参加	4. ③. 2. 1
総	その他	教育振興基本計画の進行管理 統合中学校跡地活用の住民意向調査	4. 3. ②. 1
務	備考(反省点等)		
	1	<p>普通教室等空調設備設置工事については、平成22年度より3年間で市内全小・中学校に設置する計画で、まず平成22年度協和小学校、松ヶ崎小学校に設置し、平成23年度垂水小学校、水之上小学校、牛根小学校、境小学校に計画どおり設置した。</p> <p>また、震災に伴う補助金の動向により平成24年度に計画していた残り新城小学校、柗原小学校、及び垂水中央中学校への設置も平成23年度前倒し事業として発注し平成24年度に完成予定である。</p>	
課	2	<p>垂水中央中学校の校舎リニューアルと耐震補強工事は、平成24年度までの継続した工事を3カ年で計画し、2年目を迎えた。平成23年度においては、A棟及びC棟の一部の耐震、改修を実施した。昨年の反省を生かし、工程会議等で業者間との連携を図るようにしたが工期等もあり、騒音対策については十分出来なかった。また、A棟が全面工事のため、仮設校舎からのトイレ使用も問題であったため来年度は対策を行いたい。</p>	
	3	<p>垂水中央中学校運動場拡張のための用地買収については、不動産鑑定士による不動産鑑定額に基づき予算を確保し、継続して交渉にあたった。交渉の結果、地権者の同意を得ることが出来、12月末に税務署からの「譲渡所得等の課税の特例許可」を受け、また、平成24年2月農業委員会の「農地法第5条による転用許可」を取得した。</p> <p>その後地権者との売買契約を締結、3月末に土地の所有権移転登記を終了し、足かけ3年にわたる用地買収を終了した。</p>	
	4	<p>教育委員の各種研修等への参加は、県教育委員会・各種協議会の研修会に参加した。また、市内の学校で行われる運動会、学校訪問、入学式、卒業式などのほか、生涯学習・文化祭、成人式などへも積極的に参加した。</p>	
	5	<p>教育振興基本計画の進行管理については、課内での協議を繰り返したが実質的な進行管理方法の決定・実施に至っていない。</p> <p>また、旧中学校跡地利活用調査については、企業からの事業提案をうけていることや、物産館・レストランの建設計画が関係課で協議されている旧垂水南中学校を除く地域を対象に企画課の協力のもとアンケート調査を実施し、地域住民の意向や要望を把握したことから、これからの跡地利用計画策定に活用したい。</p>	

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成23年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
学	I 規範意識を養い、豊かな心と体を育む教育の推進	① 道徳教育の推進 ② SSW・SCによる教育相談活動 ③ 小学校セカンドスクール、交流学习 ④ 一校一運動の推奨	4. ③. 2. 1
	II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	① 市学校訪問、校内研修等での指導助言 ② 学力に関する調査等の実施と結果の活用 ③ 小・中教育研究会、サイエンス会 ④ キャリア教育の推進	4. ③. 2. 1
校	III 信頼される学校づくりの推進	① 市管理職研修会、市学校訪問、校長面接 ② 夏季合同研修会等の充実 ③ 垂水中央中学校を核とした小・中・高の連携 ④ 学校関係者評価の実施	4. ③. 2. 1
	IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	① 垂水さわやかあいさつ運動の推進 ② 人材バンク「キラリ人」の活用 ③ 家庭学習キラリプランによる家庭学習の啓発	4. ③. 2. 1
教	V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興		
育 課	備考(反省点等)		
	I	各学校においては、道徳教育の全体計画や年間指導計画に沿った充実が図られている。SSW・SCによる教育相談活動の成果が十分に見られる。第5・6年複式学級の児童を対象としたセカンドスクールが、森の駅「たるみず」において実施し、好評であった。一校一運動については、各学校の実態に応じて、特色ある活動が展開されつつある。	
	II	全国学力・学習状況調査は、東日本震災のため、一斉実施されていない。県基礎・基本定着度調査(H24.1実施)は、小学校5年生国語と中学校1年生国語が通過率70%以上であったが、他教科については課題がある。また、県平均と比較した場合、小学校5年生と中学校1年生に課題が見られるので、今後、指導の徹底を図りたい。標本づくり講習会に多数の参加者があった。キャリア教育は、各学校の計画に沿って適切に実施された。	
	III	管理職研修会、学校訪問(年2回)を計画的に実施した。教育長をはじめ教育委員会指導を行った。管内のほとんどの教員が一堂に会し、充実した夏季研修を実施することができた。垂水中央中で市内全小学校の6年生児童及び保護者を対象に中学校入学説明会を実施し、授業参観や諸説明を行った。垂水中央中学校の授業公開に参加するように努めた。学校関係者評価については、学校運営等の適切な評価ができるように、時期や内容等を十分に吟味し、さらに充実させていきたい。	
IV	垂水さわやかあいさつ運動は、2年間の取組で年々充実・定着してきている。人材バンク「キラリ人」の活用を、今後積極的に展開し、「総合的な学習の時間」を中心に更に充実させていきたい。家庭学習キラリプランによる家庭学習の啓発を活性化させ、家庭教育力の向上を図りたい。		

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成23年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
社	I 規範意識を養い、豊かな心と体を育む教育の推進	① 生涯学習市民講座の充実を図る。 ② 各地区公民館講座の充実、自主講座の育成。 ③ 生涯学習出前講座の充実を図る。 ④ 学校・家庭における読書推進に努める。	4. ③. 2. 1
	II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	① 垂水ボランティア少年団活動の推進 ② 郷土に学び・育む青少年運動の推進。 ③ 大野自然学校を核とした自然・文化体験活動の活発な取り組み	4. ③. 2. 1
会	IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	① 垂水市文化財インストラクターによる「垂水歴史探訪」の実施 ② 和田英作画伯関連写真展の実施 ③ たるみず移動考古展の実施 ④ 文化財価値の広報等地域への啓発 ⑤ 「垂水さわやかあいさつ運動」の実施	④. 3. 2. 1
教	V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興	① 市民の「だれもが、いつでも、どこでも」できる、年間100日スポーツ・レクリエーション活動に親しむ気運を高め、健康で明るい地域づくりに努める。 ② 国保事業・保健福祉事業と連携した新しいイベント事業を促進する。	4. ③. 2. 1
育	備考(反省点等)		
課	1 市民講座については、4つの新規講座を含めた14講座で実施。また、地区公民館講座は43講座開講する事ができた。生涯学習出前講座については、22回の講座申込があり、受講生は延べ816名であった。なお、学校10回、公民館8回、振興会4回の申し込みがあった。		
	2 青少年健全育成事業については、現状として、スポーツ少年団活動や部活動などの影響もあり、児童、生徒の参加数が減少してきているため、引き続き広報・周知を行うと共に、少年団、学校等との日程調整にも努めたい。		
	3 「たるみず歴史探訪」、「和田英作画伯写真展」、「たるみず移動考古展」の実施、市報での広報をとおり、市民に文化財の周知がなされ、文化財保護愛護思想が培われる一助となった。 また、「垂水さわやかあいさつ運動」については、市内の小中学生より、標語の募集を行った結果、1,006作品の応募があり、最優秀作品1展、優秀作品10展を選定したので、今後広報等に活用したい。		
	4 ウォーキング大会及びニュースポーツフェスティバルは開催できたが、シーカヤック大会、市民体育祭は荒天や降雨により中止という結果となり市民がスポーツをする機会が減ってしまった。今後は既存大会も存続しつつ、屋内施設を活用し降雨等に左右されない大会を計画していきたい。 スポーツ振興計画については、23年度にスポーツ基本法が施行されたことにより、国の基本計画、県の推進計画等を参考にスポーツ推進計画として作成していく方向である。 国保及び保健福祉事業との連携については今後も協議しながら事業推進を行っていきたい。		

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成23年度垂水市教育行政の重点施策推進状況の外部評価委員点検・評価票	
課	施 策
教育総務課	1 信頼される学校づくりの推進
	2 その他
	委員の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼される学校づくりの推進で、教育環境の整備・充実は、きちんとなされていると思う。 ・ 中央中学校運動場拡張について、懸案であった用地の確保が終了したことは評価できる。生徒たちが垂水中央中学生として誇りをもって学園生活を送る環境の醸成は為政者のみならず、大人たちの共通の願いである。教育振興基本計画の着実な履行が求められる。 ・ 統合中学校跡地利用について住民意向を把握したとあるが、早急に利用計画を策定し対処すべきではないかと思う。
学校教育課	1 規範意識を養い、豊かな心と体を育む教育の推進
	2 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
	3 信頼される学校づくりの推進
	4 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
	委員の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、家庭、地域社会をしっかりとつなげていきたい。 ・ 少子化の進む本市教育の在り方について、「セカンドスクール」の実施や「一校一運動」の推進は、その高い評価と合わせて特筆される。小学校における長所を生かす複式学級教育の在り方とともに、今後も適確で大胆な取り組みが求められる。また、児童・生徒が未熟であるが故に起こる諸問題については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと学校・家庭との連携が適切に図られるようにしてほしい。 ・ 学習面において県基礎・基本定着度調査で小5、中1の国語が通過率70%以上あるが、他の教科については課題があり、又県平均と比較した場合小5、中1に課題が見られると聞いた。前年の22年度も同様に平均値を下回る結果だったようだが早急な改善策を検討すべきではないかと思う。
社会教育課	1 規範意識を養い、豊かな心と体を育む教育の推進
	2 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
	3 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
	4 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興
	委員の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進がよくなされていると思う。 ・ 社会全体が規範意識を持ち、生涯にわたって学びの風土をつくることは、子どもたちの向上心を育み、健やかな成長を促す。市民講座の充実や、地区公民館活動の支援など適切な施策が十分に行われていると感じられる。また文化財インストラクターや、学識豊かな専門家による指導が誰でも受けられる体制づくりが進んでいることは評価できる。また「垂水さわやかあいさつ運動」の標語募集は子どもたちの参加意識の発露であり、その成果に期待する。 ・ 特に文化財インストラクターによる垂水歴史探訪が実施され好評だった。今後も計画的に実施していただきたい。

垂水市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条

第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価を行うため、垂水市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 垂水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年2月15日 教委告示第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

垂水市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

任期 平成23年4月1日～平成25年3月31日

番号	氏名	適用
1	八木 栄壽	第3条第2項による
2	木佐貫 泰英	第3条第2項による
3	中谷 いつみ	第3条第2項による
4		
5		